

### 1 事件の概要

本件事件は、中央保育所の入所児童が、同保育所の提供したホットドッグの一部を誤嚥したことにより心肺停止となり、低酸素脳症等の重度障害を負ったとして、相手方が本市に損害賠償金等を請求したものである。本市が損害賠償責任を否認したため裁判となり、最終的に本市の損害賠償責任を認める判決が確定した。

### 2 和解に向けた市の対応

当該判決の主文に基づき、本市から相手方へ、損害賠償金1億800万円を支払っているが、当該裁判で認定された損害賠償額は1億2,830万3,895円であったため、相手方は、当該損害賠償額の残部2,030万3,895円の支払いを求めている。

については、当該裁判の結果を踏まえ、早期に本件損害賠償請求事件の解決を図るため、相手方と和解し、損害賠償金2,030万3,895円及び相手方訴訟費用の一部85万4,629円を支払うべく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めることとした。

### 3 損害賠償金等の財源

既払金を含む損害賠償金、訴訟費用等については、その全額が全国市長会学校災害賠償補償保険（補償上限額2億円）により直接相手方に支払われる。